

美濃加茂市見守りシール交付対象の認知症高齢者等の方が、日常生活上の偶然な事故等により、他人の身体の障害、他人の財物の損壊、日本国内における電車等の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

認知症等の高齢者等を被保険者（補償の対象となる方）とし、市が保険契約者となり、賠償責任保険に加入し、保険料を負担します。

対象者

美濃加茂市見守りシール交付対象*

となった認知症高齢者等

【*見守りシール交付対象者】裏面Q&A参照

市内に在住者のうち、認知症等による徘徊により
行方不明となるおそれのある①②に該当する方

①概ね65才以上の方

②初老期における認知症と診断された方

自己負担
なし



お支払いできる主な例

①「他人の財物を壊してしまった」

※レンタル用品など他人から預かった物の損壊に対する損害賠償責任に対しては保険金をお支払できません。

②「誤って線路に入り電車を止めてしまった」

③「他人にケガをさせてしまった」など偶然な事故に限ります

※暴行等に起因する損害賠償責任に対しては保険金をお支払できません。

お支払いできない主な例

①故意に起こした事故

②被保険者と同居する親族（配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族）
に対する損害賠償責任 など

申し込み

「美濃加茂市見守りシール交付事業」
と併せて、高齢福祉課までご相談ください。

見守りシール



注意事項

保険事業のみの加入はできません。申請後、保険への加入の可否を決定し、結果を通知します。なお、保険は年度（4月～翌年3月）単位での加入になりますので、継続して加入を希望される場合は、年度ごとに継続の手続きが必要になります。

保険内容

- ◆保険商品名 日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険
- ◆保険期間（ご契約期間） 2025年4月1日～2026年3月31日
- ◆日常生活賠償保険金額 1億円（限度額）※免責金額：0円



お問い合わせ先：美濃加茂市 高齢福祉課 地域包括ケア推進係

TEL: 0574-25-2111【内線502】

Q 美濃加茂市見守りシール交付事業はどのようなものですか？

A 認知症等により徘徊し行方不明となるおそれがある方に対して、「見守りシール（二次元コード）」を無料で交付しています。「見守りシール」は、認知症等で行方がわからなくなった方の早期発見、保護することを目的にしています。

保険加入を希望される方は、まずは「美濃加茂市見守りシール交付事業」（窓口：高齢福祉課）へお申し込みください。

【見守りシール】

行方不明になった際、衣服等に貼った二次元コードが読み取られると、介護者へ瞬時にメールが届きます。発見者は二次元コードを読み取ると、ニックネームや注意すべきことなど対処方法がわかるので安心できます。発見者と介護者は個人情報をお互いに、伝言板上でやり取りすることができ、迅速な引き渡しに繋がります。



←「美濃加茂市見守りシール交付事業」
ホームページ二次元コード

Q 申請は誰がするの？

A 対象者本人、対象者を在宅で介護する方、対象者の家族又は法定代理人になります。

Q 家族で同様の保険に入っていますが、入ることはできますか？

A 補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、特約の補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

Q 転居した場合はどうすればいいの？

A 申請内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。長期入院、施設入所、転出、死亡時は保険加入の対象になりませんので、お問い合わせ先にご相談ください。

Q 補償対象と思われる偶発的な事故を起こしたが、どうすればいいの？

A 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡の際には「美濃加茂市認知症の保険の件」とお伝えください。また、ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。保険の期間は結果通知書にてご確認ください。

このご案内は日常生活賠償特約セット団体総合生活補償保険の概要を説明したものです。詳しくは団体日常生活賠償保険パンフレットまたは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。

■取扱代理店

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
担当者：白木 秀頼
〒507-0033 多治見市本町3-101-1
TEL 050-3462-0274 FAX 0572-24-2816

■引受保険会社

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
岐阜支店 東濃支社
〒507-0033 多治見市本町3-101-1
TEL 050-3462-0274 FAX 0572-24-2816